



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の 促進に向けた取組について

令和7年8月

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

これまで法令規制の取組により、一部の項目を除いて環境基準を達成するなど市内の大気・水環境は大幅に改善したが、更なる環境負荷低減のために、令和4年3月に「大気・水環境計画」を策定し、「事業者の自主的な取組の促進」に取り組んでいる。

令和6年5月には、本市の現状や事業者からの御意見も踏まえ、事業者の環境配慮に係る自主管理等を促進させるために、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的な取組のあり方」を環境審議会へ諮問し、令和7年3月に答申を受理した。この答申を踏まえて、市としての取組をまとめた。

本資料の構成

1. 川崎市の現状
2. 川崎市の課題
3. 今後の取組の方向性
- 4. 事業者の自主的な取組の促進に向けた考え方(案)**
- 5. 今後の施策展開について**

1. 川崎市の現状

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(公害防止条例) (平成12年施行)

事業者の自主的取組に関する制度

■環境配慮書制度 第30～31条

■環境負荷低減行動計画書制度 第68～77条

■環境行動事業所制度 第32～39条

大気・水環境計画 (計画期間:令和4～12年度)

基本施策Ⅰ 安全で良好な環境を保全する【基盤となる取組】

1 大気や水などの環境保全

- 大気・水環境に係る事業所等の監視・指導、モニタリングの実施
(立入調査、許可申請・届出など)
- 苦情相談及び緊急時等への対応
- 大気や水などの生活環境保全に係る取組
(水処理センターの高度処理化、河川改修等)

規制行政

基本施策Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る【新たな視点による取組】

1 環境配慮意識の向上 ・水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上など

2 多様な主体との協働・連携

- ・市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進など

3 事業者の自主的な取組の促進

- ・工場・事業場の自主的取組を促進する取組
- ・揮発性有機化合物(VOC)等排出削減に向けた取組の推進など

4 環境影響の未然防止

- ・新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進など

複合的な環境施策の展開

主な
環境分野
○資源循環
○自然共生
○脱炭素化

地域の特性を踏まえた取組

地域区分
○北部
○中部
○南部

1. 川崎市の現状

公害防止条例上の現制度の概要

■環境配慮書制度 (大規模・中規模の事業所に提出義務)

環境配慮を意識してもらう取組

- ・環境負荷が大きい指定事業所の設置又は変更の際、どのような環境配慮を行うか市へ報告する制度
- ・従業員50人以上の事業所等が対象
- ・記述式(最大51項目)

■環境負荷低減行動計画書制度 (大規模の事業所に提出義務)

環境負荷低減を実践してもらう取組

- ・中長期的行動計画を作成し、自主的に環境への負荷の低減を図る制度
- ・計画期間は5年間
- ・選択・採点方式(最大293項目)

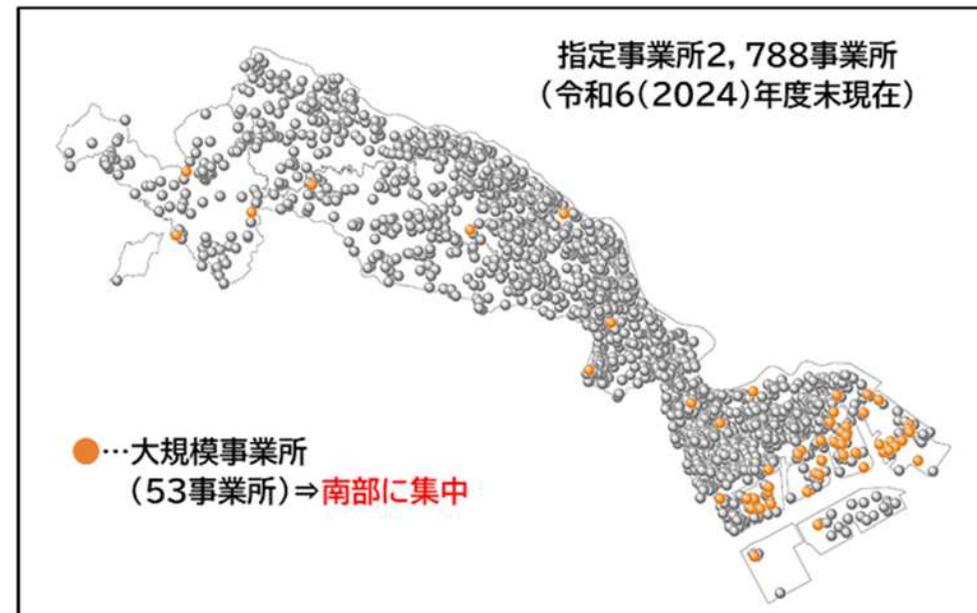
■環境行動事業所制度 (要件みたせば全事業所申請可能)

環境負荷低減にさらに取り組んでもらう取組

- ・事業所の環境管理・監査の体制を確立している事業所を評価する制度(最大3年間)
- ・ISO14001の認証取得等要件をみたした事業所
- ・公害防止条例の変更許可申請、一部届出が免除
- ・認定事業所 32事業所
- ・市ホームページでリストを公表

指定事業所(R6) (2,788事業所)	大規模事業所 (53事業所)	中規模の事業所 (268事業所)	小規模の事業所 (2,467事業所)
環境配慮書制度	提出義務[321事業所] (設置・変更許可申請時)		対象外
環境負荷低減行動計画書制度	提出義務	任意提出	対象外
環境行動事業所制度	18事業所 申請・認定 (任意)	14事業所 申請・認定 (任意)	申請・認定事業所なし

各制度の対象一覧



川崎市内の指定事業所

2. 川崎市の課題

地域環境における課題

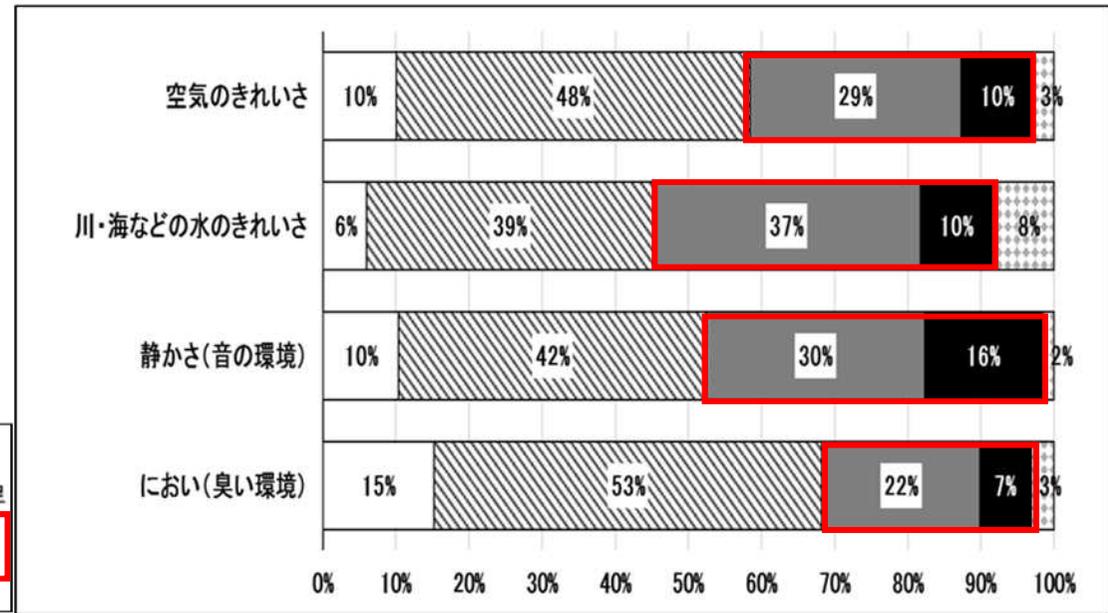
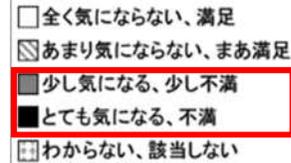
(令和元年度市民アンケート調査)

■地域環境に対する市民の満足度

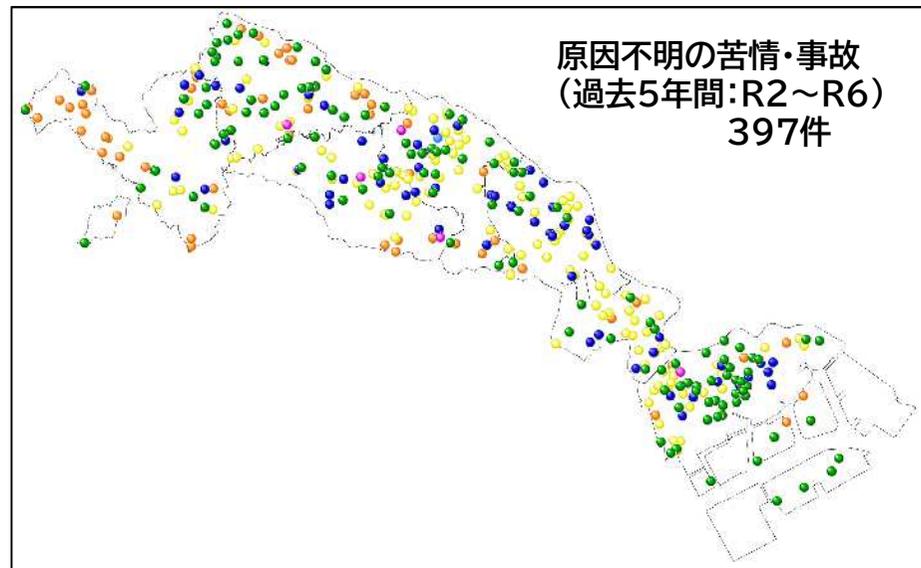
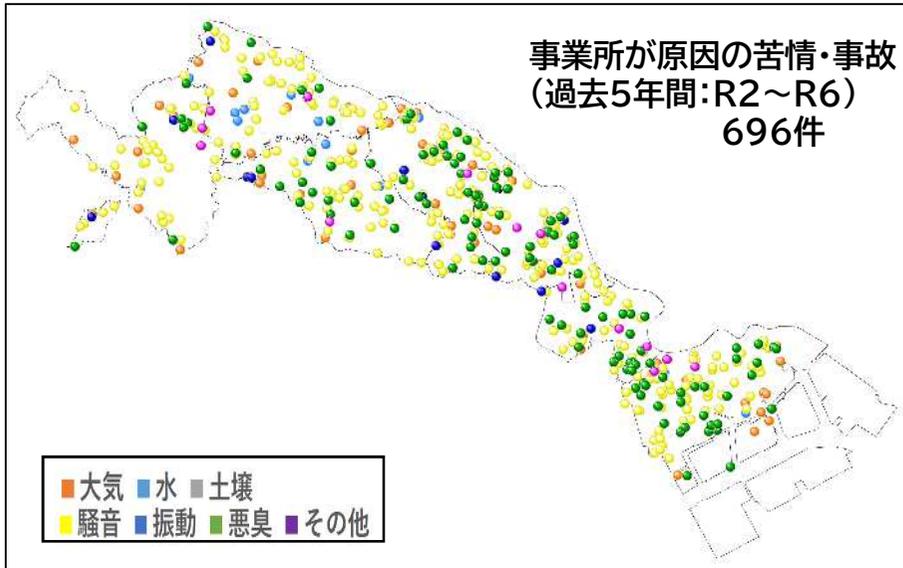
- 「空気のきれいさ」については約4割、「におい」については約3割が満足していない
- 「静かさ」「川・海などの水のきれいさ」は約5割が満足していない

課題①

・市民からは更なる環境配慮の取組が求められている



■苦情・事故の状況



課題②

・大規模事業所がある南部だけでなく、市内全域で苦情が起きている
 ・原因不明の苦情・事故もあることから、幅広く環境配慮に取り組む必要がある

2. 川崎市の課題

中小規模の事業所への環境配慮に関する課題

【環境配慮に対するアンケート調査】

対象事業所: A・B1, 787事業所から438事業所を抽出し実施

A) 従業員50人以上の事業所 260事業所 (環境行動事業所及び環境負荷低減行動事業所を除く)

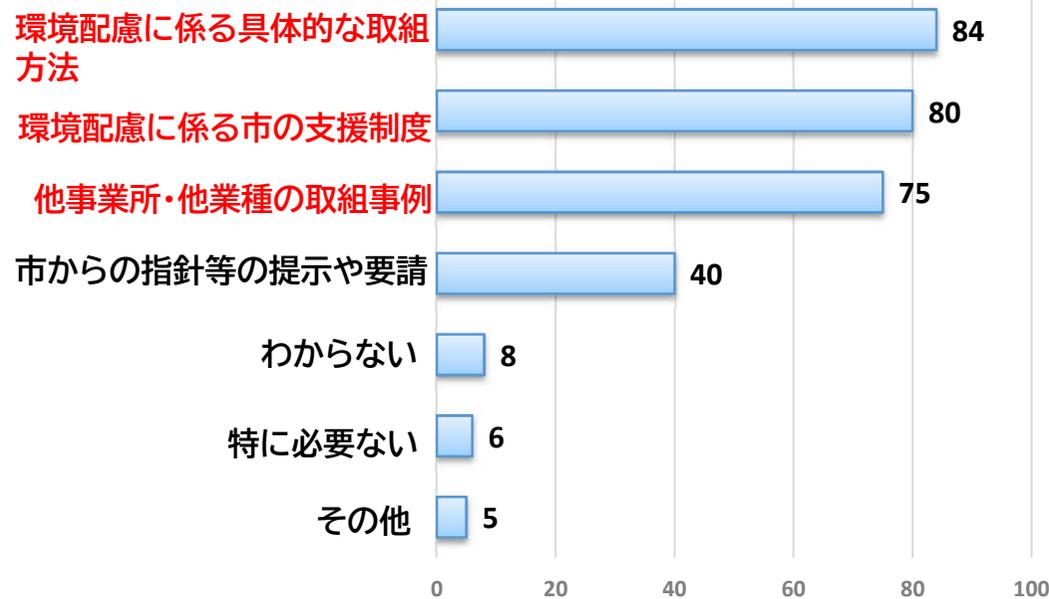
B) 従業員50人未満で製造業の事業所 178事業所

(1, 527事業所のうち公害防止条例施行日(平成12年12月20日)以降に届出のあった事業所)

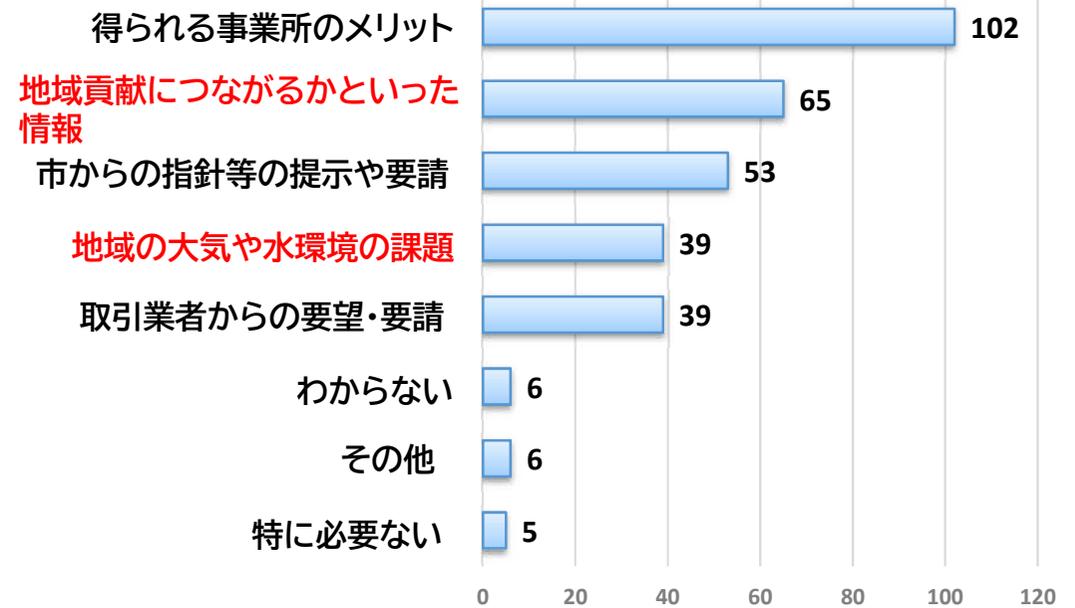
実施時期 : 令和6年9月2日~9月13日

回答数 : 133事業所/438事業所(回収率 30.4%) [内訳: ①81事業所 ②52事業所]

【設問】どのような情報・仕組みが必要か(複数選択可)



【設問】さらに環境配慮に取り組むきっかけ・動機(複数選択可)



課題③ 「具体的な取組方法・取組事例」「市の支援制度」などの情報・仕組みが求められている

課題④ 「地域貢献につながる情報」「地域の大气や水環境の課題」などの情報が求められている

2. 川崎市の課題

公害防止条例上の現制度に対する課題

【現制度に対するアンケート調査】

A:環境負荷低減行動事業所:34事業所(環境負荷低減行動事業所から環境行動事業所を除く。)

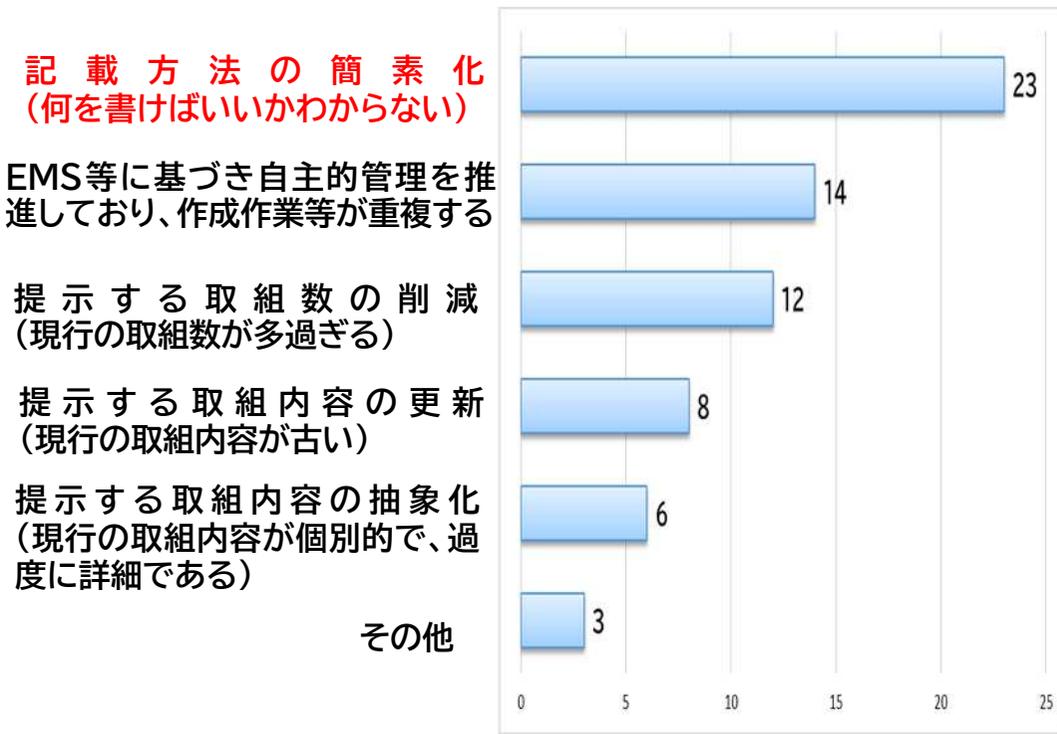
実施期間:令和5年3月28日~4月14日 回答数:30事業所

B:事業所(環境負荷低減行動事業所及び環境行動事業所以外の事業所):162事業所(本市がメールアドレスを把握している事業所)

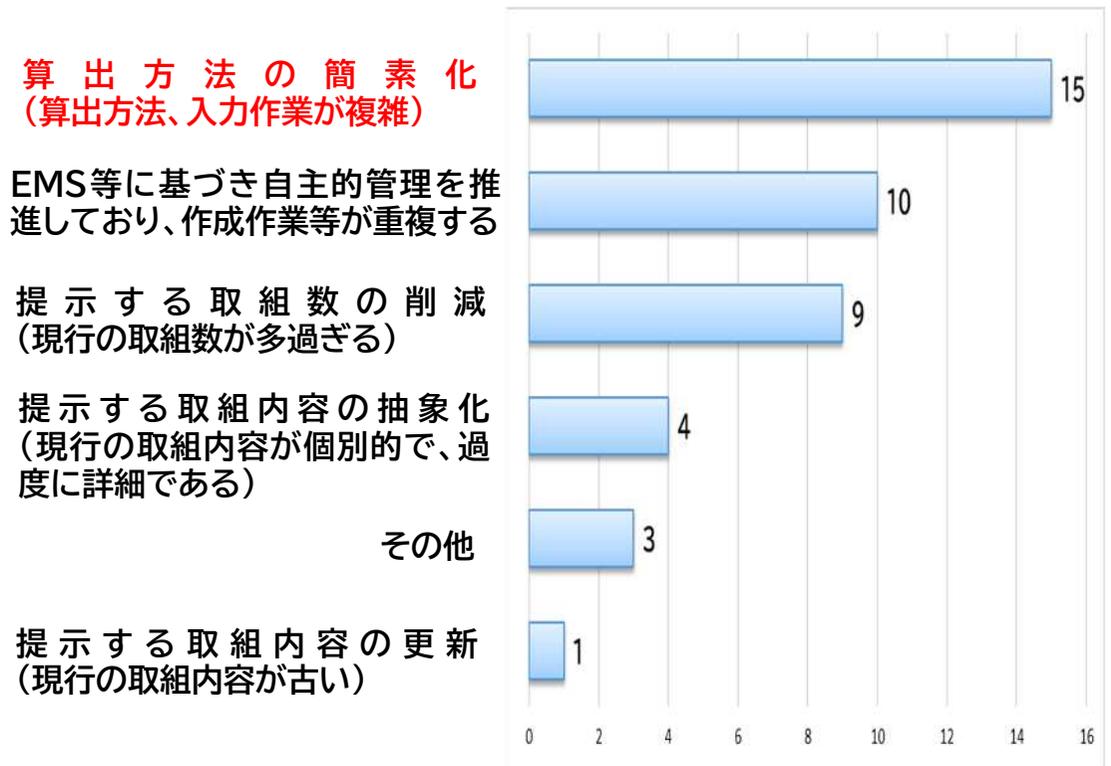
実施期間:令和5年12月13日~12月27日 回答数:32事業所

上記、A・Bの事業所へ行ったアンケート結果は以下のとおり

【設問】環境配慮書制度の課題について(複数選択可)



【設問】環境負荷低減行動計画書制度の課題について(複数選択可)



課題⑤

「記載方法」や「算出方法」に対する負担感が大きく改善が求められている

3. 今後の取組の方向性

川崎市の課題

- ①市民からは更なる環境配慮の取組が求められている
- ②大規模事業所がある南部だけでなく、市内全域で苦情が起きており、原因不明の苦情・事故もあることから、幅広く環境配慮に取り組む必要がある
- ③「具体的な取組方法・取組事例」「市の支援制度」などの情報・仕組みが求められている

- ④「地域貢献につながる情報」「地域の空気や水環境の課題」などの情報が求められている

- ⑤「記載方法」や「算出方法」に対する負担感が大きく改善が求められている

今後の取組の方向性

- ・よりよい環境が生まれ、市民の生活環境への満足度を向上させるため、南部に集中している大規模事業所だけでなく、新たな仕組みを構築して、市内全域の中小規模の事業所にも環境配慮の自主的取組を深め拡げていく
⇒【ポイント1】

- ・事業者が必要な地域の特性・課題を踏まえた情報の提供を行う
⇒【ポイント2】

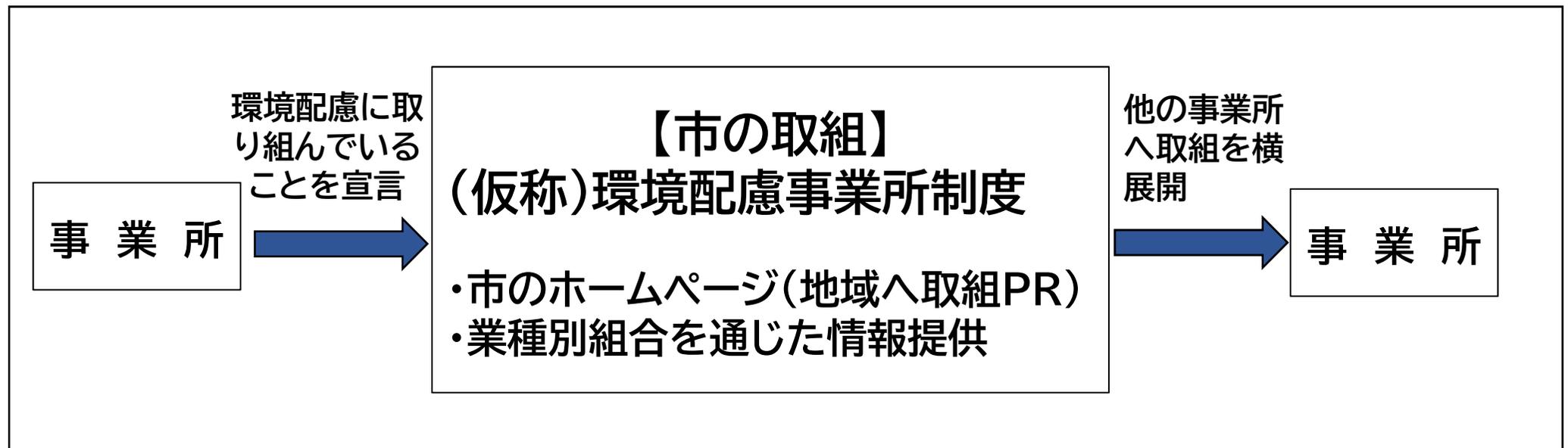
- ・事業者の負担を軽減する
⇒【ポイント3】

4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方(案)

【ポイント1】環境配慮を深め広げる取組

(仮称)環境配慮事業所制度の創設

- 条例等で強制する取組ではなく、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所が、環境配慮に取り組んでいる事業所であることを**自ら宣言できる制度を創設**
- (仮称)環境配慮事業所の**優良事例の取組を他事業所へ横展開**し広げていくことで、中小規模の事業所も無理なく環境配慮の取組を実践



4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方(案)

【ポイント1】環境配慮を深め広げる取組

公害防止条例施行規則の一部改正

中小規模の事業所が申請しやすくなり、環境配慮に取り組む契機となるよう環境行動事業所制度に係る公害防止条例施行規則の一部改正を行う。

■環境行動事業所制度

※ISO14001に対応している

条 項	現 状	改正内容
第3章 指定事業所の設置等の手続等 第3節 環境行動事業所 第29条 環境行動事業所の認定の基準	■ 日本産業規格Q14001 ※に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして登録又は証明されていること	■現状の認定要件に 2つの要件を追加 (いずれかの要件を満たせば可) 追加① エコアクション21 (環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム)に認証・登録されていること 追加② 環境負荷低減行動計画書の計画・報告を2年ごとに提出 していること

環境行動事業所への支援策の拡大

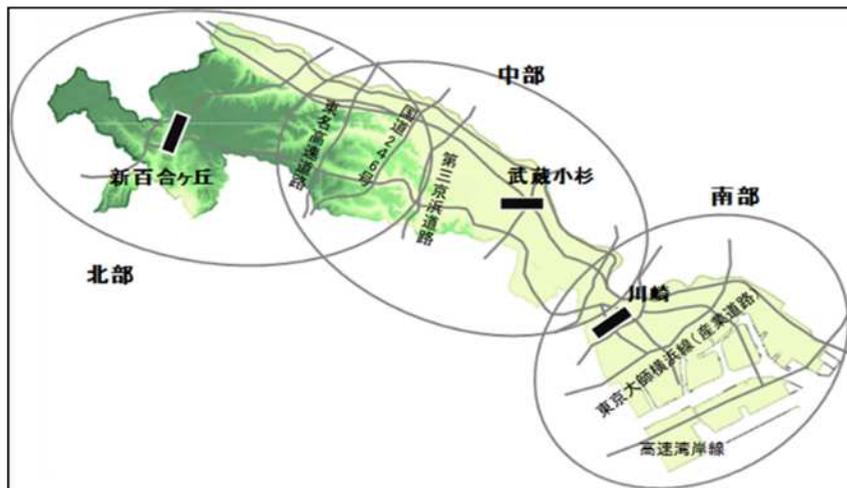
環境行動事業所に認定された事業所向けに**新たな支援メニュー**を設ける。
(広報型支援・経済型支援など)

4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方(案)

【ポイント2】 地域特性・課題を踏まえた取組

地域特性に応じた事業者への情報提供

- 川崎市の都市構造、土地利用の状況は、地域ごとに特徴があり、その特徴と市民の生活行動圏に応じて川崎市を大きく分けると、南部(臨海部)・中部(内陸部)・北部(丘陵部)の3つに分類
- 地域特性・課題を整理し、**環境データや支援メニュー**などを、定期的に事業者へ情報提供を行うため、**事業者向けの「(仮称)環境情報web版」**を創刊する



川崎市の特性による分類

地域	地域特性・課題から特に配慮が必要な項目
南部 (臨海部)	●大気質 ●臭気 ●水質 ●自動車排出ガス ●化学物質
中部 (内陸部)	●大気質 ●臭気 ●水質 ●騒音・振動
北部 (丘陵部)	●大気質 ●臭気 ●水質 ●土壌・地下水質

地域ごとの特に配慮が必要な項目

4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方(案)

【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

公害防止条例施行規則の一部改正

これまで環境負荷低減に取り組んできた事業所に対して、手続きの負担軽減となるよう「環境配慮書制度」や「環境負荷低減行動計画書制度」の公害防止条例施行規則の一部改正を行う。

■環境配慮書制度

条 項	現 状	改正内容
第3章 指定事業所の設置等の手続等 第2節 環境配慮書の作成等 第25条 環境配慮書の作成を要する指定事業所	<ul style="list-style-type: none">■第2項で、指定事業所の中でも<u>温暖化物質配慮特定事業所</u>※のみ作成する事項を指定している■第3項で、作成する書面は指定事業所に係る環境配慮書(第17号様式)としている	<ul style="list-style-type: none">■様式の内容を見直すことで、すべての指定事業所が使用できるように変更する■指定事業所に係る環境配慮書(第17号様式)の<u>内容を簡素化</u>する<ul style="list-style-type: none">・<u>記述式⇒チェック式</u>・他制度で届出を出している<u>温暖化対策や廃棄物対策等については、報告内容が重複しないよう整理</u>
第28条 変更許可申請時の環境配慮書の作成	<ul style="list-style-type: none">■指定事業所の中でも<u>温暖化物質配慮特定事業所</u>※のみ作成する事項を指定している	<ul style="list-style-type: none">■様式の内容を見直すことで、すべての指定事業所が使用できるように変更する

※ 温暖化物質配慮特定事業所:燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200リットル以上の指定施設又は焼却能力が1時間当たり625キログラム以上の廃棄物焼却炉を設置している指定事業所

4. 事業者の自主的取組の促進に向けた考え方(案)

【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

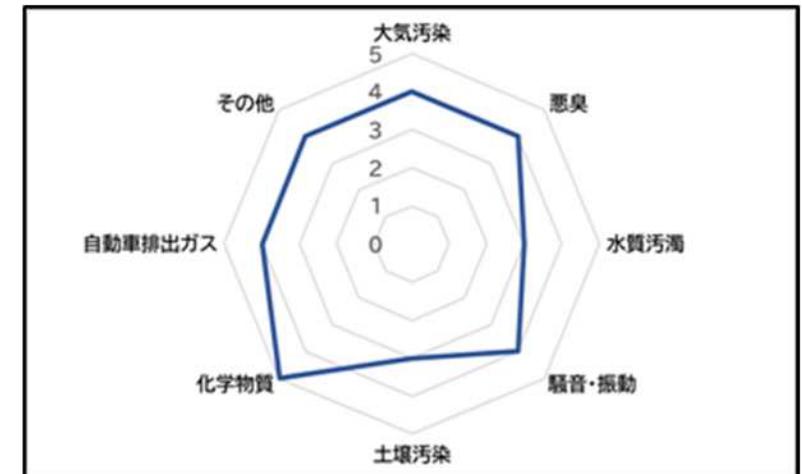
■環境負荷低減行動計画書制度

条 項	現 状	改正内容
第6章 環境負荷低減行動計画の策定等 第64条 環境負荷低減行動計画	■環境配慮項目 ①大気汚染②水質汚濁③化学物質④自動車排出ガス⑤温暖化物質⑥省資源及び省エネルギー対策⑦オゾン層破壊⑧廃棄物⑨組織体制の整備	■環境配慮項目の見直し ①大気汚染②悪臭③水質汚濁④騒音・振動⑤土壌汚染⑥化学物質⑦自動車排出ガス⑧その他 ・他制度で届出を出している 温暖化対策や廃棄物対策等については、報告内容が重複しないよう整理

- 公害防止条例施行規則第64条の改正内容に併せて、環境負荷低減行動計画の作成の手引きにあたる「**環境負荷低減行動計画に関する指針**」も**同様の改正**を行います

取組の評価

- 環境配慮書制度については、年度ごとに「日常管理」の環境配慮項目について取組状況をグラフ等で公表(見える化)
⇒項目ごとに5段階評価を行うなどわかりやすく提示



環境配慮書制度の取組状況の公表のイメージ

5. 今後の施策展開について

事業者への普及啓発

- ・日常的に環境配慮の取組をサポートするため、定期的に事業者説明会等を実施

他施策・他都市との連携

- ・他の環境分野の部署とも協働して環境改善に係る施策を実施
- ・広域的な環境配慮も視野に入れ、他都市連携を推進

取組の進捗管理・改善

- ・PDCAサイクルを基本とした進捗管理を実施、年度ごとに取組結果の公表
- ・時流に合った環境配慮項目の定期的な見直し
- ・電子化への対応

取組の評価(行政)

- ・環境行動事業所 現在32事業所⇒毎年2件以上の新規申請を目指して、周知・広報を実施
- ・環境配慮の取組の成果は、大気・水環境計画の目標の達成状況から総合的に判断

今後のスケジュール

- ・令和7年8月29日～9月30日 市民意見の募集
(市政だより、市ホームページ、区役所市政資料コーナー等で広報)
- ・令和7年11月 パブリックコメント結果公表
- ・令和7年12月 公害防止条例施行規則改正・公布
- ・令和8年 2月 新たな制度の事業者説明会
- ・令和8年 4月 事業者の自主的取組の推進(公害防止条例施行規則の施行)